

2010年4月21日

全日本教職員組合（全教）
常任弁護団

教職員の基本権を侵害し、教育現場に混乱をもたらす

道教委の「教職員の服務規律等の実態に関する調査」の中止を求める

はじめに

北海道教育委員会は、本年3月30日、全ての教職員を対象として、「教職員の服務規律等の実態に関する調査」の実施を各道立学校長と各市町村教育委員会委員長に指示した。通知によれば、先の衆議院選挙での北教組に関わる政治資金規正法違反事件を契機に、文部科学省から要請があったことから調査を実施するとしている。

しかし、調査内容は、教職員の組合活動と市民的活動・政治活動全般、さらには教育活動にまで及んでおり、教職員の権利と基本的人権を侵害する違法なものとなっている。道教委は、「子どもたちや現場の教職員、保護者や地域の方々の不安や不信を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を確保するため」に調査を行なうとしているが、今回の調査は、教職員への管理統制を強め、教育現場に混乱を持ち込み、ひいては学校教育に対する道民の信頼を損なうことに繋がるものである。

また、本来教職員に対する服務・監督権を有している市町村教育委員会にまで、このような指示を行うことは、二重に違法なものと言うべきである。

1 違法な調査内容と教職員の基本的権利

今回の調査は、「勤務時間中の組合活動」「教職員の政治的行為」「校外研修」「学校運営」「教育課程の実施状況」「勤務実績の勤勉手当への反映実施時の状況」「職員団体との関係」など、多岐に及んでいる。

調査の問題点は、「勤務時間中の組合活動」と言いながら、休憩時間中のあるいは年休を取ったのまったく問題にならない時間外の活動まで調査の対象としていることや、市民的自由として広く認められてきた政治活動・選挙活動について、これを違法なものとした決めつけをして調査の対象にしていることである。また、法が自主的な研修として認めてきたことがらや、自主性が尊重されるべき教育課程の編成について、強権的に調査の対象にす

るなど、教育そのものを教育行政が支配し、介入していくことに道を拓くものとなっていることである。

こうした調査は、日本国憲法や教育基本法で保障され、あるいはILO・UNESCOの地位勧告や国際人権規約で保障された教職員の権利と基本的人権に抵触する違法・不当なものである。不当労働行為そのものであり、教育に対する不当な介入であるとともに、ひとりひとりの教職員の表現の自由や思想・信条の自由にまで入り込む違法なものである。

教職員は、今、山積する教育課題と格闘し、超過勤務手当のないまま長時間の勤務を余儀なくされており、「服務規律の是正」を言うのであれば、先ず、何よりも是正されるべきは、文科省や道教委が放置してきた、この長時間勤務である。そして、豊かな教育実践ができる状況を作ることこそが、「学校教育に対する道民の信頼を確保する」もっとも確かな道である。

1966年に採択されたILO・UNESCOの「教員の地位に関する勧告」は、「教育の目的、目標を完全に実現するうえで、教員の正当な地位および教育職に対する正当な社会的尊敬が、大きな重要性をもっているということが認識されなければならない。」(第5項)、「教員団体は、教育の進歩に大きく寄与しうるものであり、したがって教育政策の決定に関与すべき勢力として認められなければならない。」(第9項)としており、教職員が政治的市民的自由を享受し、労働基本権を保障され、教育の自由を守ることは、教育条件の向上や教育内容の充実にとって不可欠なのである。

今、教育行政に求められているのは、まさにそのことであり、このような調査は、それとは完全に逆行するものと言うべきである。

2 労働組合活動に対する介入

(1) 教職員の団結権侵害

教職員は、労働者として団結権を保障されている。組合員の活動は、団結権に基づき、組合の方針に従って行なわれるものである。今回の調査は、個々の組合員に対し、当局が、組合の頭越しに直接組合活動の内容を調査し、評価を下そうとするものである。これは、組合の自主性を否定し、団結権を侵害するものである。

(2) 勤務時間中の組合活動について

地方公務員法は、「本条に規定する適法な交渉は、勤務時間内においても行なうことができる」と定めている(同法55条8項)。労使交渉とこれに不可欠な準備行為などの組合活動を勤務時間中に行なうことは適法で

あり、その範囲については、当局と組合との協議・合意によって取扱いが決められるべきものである。勤務時間中の組合活動が直ちに違法であると決めつけることはできないのである。

さらに、調査項目の中には、年休を取得して学校外の集会等に参加したことの有無も含まれているが、これは、年休の自由利用の原則に真っ向から反するものである。

(3) 本来交渉で解決すべき問題

勤務時間中の組合活動をどこまで行なうことができるかは、本来、当局と労働組合の労使交渉で決定すべき事項である。かりに是正を要する問題点があると考えるのであれば、労働組合に申し入れ、交渉によって解決すべきである。労使交渉ではなく、個々の組合員に対して「勤務時間中の組合活動の有無」を調査することは、問題解決の手法として誤りであるとともに、支配介入の不当労働行為にあたる。

3 政治活動の自由、思想・信条の自由の侵害

(1) 教職員の政治活動の自由

公立学校の教職員は、教育公務員特例法によって、国公法102条1項、人事院規則14-7が規定する政治的行為を行なうことが禁止されている（同法18条）。しかし、公立学校の教職員の政治的行為は、表現の自由あるいは参政権の行使として最大限保障されなければならない。現に、現行法規制のもとでも許される政治活動や選挙活動は数多くある。

東京高裁第5刑事部は、本年3月29日、社会保険庁職員が休日に日本共産党の機関紙号外等を配布したことが国家公務員法違反として起訴された事件で、一審の有罪判決を破棄して無罪を言い渡した。判決は、「一般職国家公務員の政治的行為も、表現の自由としての政治的意見の表明を含むものであるから、その保障の対象となる」と述べた上で、休日にその職務と関わりなく行われた政党機関紙の配布を罰することは憲法に違反すると判断した。この論理は、教職員の政治的行為についても当然あてはまるものである。教職員の政治的行為は、憲法が保障する権利の行使であり、その制限は必要やむをえない限度でなければならない。

また、従前は、国立学校の教員と同じく扱うことが立法理由になっていたが、独立行政法人となったことから国立学校の教員は、法律上は何の政治活動上の規制を受けていない。この点からも、この条項そのものが見直される時期に来ていることが指摘できる。

今回の調査は、教職員の政治活動全般を対象としており、現行法上も何ら問題のない活動も多々含まれている。行政機関が個々の教職員に、政治的行為についての調査を行なうことは、本来自由に行われるべき政治活動に対して大きな萎縮効果を与えることになり、教職員の政治活動の自由を侵害するものである。

(2) 思想・信条の自由の侵害

今回の調査項目には、カンパ活動への関与の有無、「選挙運動等」における「ビラ配り」「チラシ配布」「電話かけ」をしたことの有無などが含まれている。さらに、「職員団体から特定の政党や候補者への支援目的のカンパ要請と特定できるものがありますか」、「学校内に特定の政党や候補者のポスターなどを掲示したことがありますか」という項目もある。これらは、教職員が支持する政党や候補者を明らかにさせるものである。自らの支持政党や思想・信条を明らかにすることを強要することは、思想・信条の自由の侵害にあたることは明白である。

4 教育の自主性の侵害

今回の調査には、このほかに「教育課程の実施状況等に関する調査」、「長期休業期間中の校外研修の状況に関する調査」等が含まれている。

自主的研修は、政治活動を規制する理由づけにされている教育公務員特例法で、推奨されていることがらであり、行政当局は積極的に推進していくべき立場にある。これを「服務上」の観点から違法視して調査をすることは許されない。

教育課程の実施については、それぞれの教育現場で自主的に判断し行われるべきものであって、当局が個々の教職員に調査をすることは、教育の自主性を害するものである。また、校外研修についても、個々の教職員の自主性を尊重すべき事柄である。

5 適正手続の保障を欠く調査手法

今回の調査は、服務規律等の実態に関する調査であり、服務規律違反行為が認定されれば、懲戒処分等につながる可能性がある。このような不利益処分につながる調査においては、適正手続が保障されなければならない(憲法31条)。

ところが、通知では、「今回の調査に関しては、一切交渉に応じる必要はありません」とした上で、「職員が聴き取りを拒否した場合は、教育委員会

及び校長の判断により職務命令を発することも可能である」としている。自らに不利益な事実の申告を強制されないことは、憲法上保障された権利である（憲法38条）。職務命令の圧力のもとに事実を申告させることは、自らに不利益な事実の申告の強制にほかならず、憲法上許されない。

今回の調査では、本人のみならず他人の行為についての申告も含まれている。これは、「密告」の強制に他ならない。さらに、他の者に名指しされたものには反論等の防御の機会が与えられていない。

今回の調査では、収集された情報が道教委に提出されることが前提とされている。この情報がどのような目的のために収集されるのかが明らかにされておらず、恣意的に使用されるおそれがきわめて大きい。これは、教職員のプライバシーを侵害するものにほかならない。

6 教育の理念に反する違憲・違法な調査は直ちに中止を

以上述べたとおり、今回の調査は、教職員の権利と基本的人権を侵害するものである。個々の教職員に対してこのような調査を強制することは許されない。

今回の調査は、学校長が職務命令に基づき、個々の教職員から聴き取りを行なうことが前提となっている。校長が職務命令に従おうとすれば、自らが教職員の基本的権利を侵害する立場に立たざるを得なくなる。逆に、教職員の基本的権利を尊重しようとするれば、職務命令に従うことはできなくなる。今回の調査は、学校長をこのような二律背反の立場に追い込むものであり、学校長に対して調査を命じることも違憲・違法である。

こうした調査を強行することは、校長を含む教職員の共同で行なわれるべき学校教育に分断を持ち込み、教育現場に新たな不信感や混乱を引き起こす危険性がきわめて高い。その最大の被害者は、子どもや父母であり、調査の強行は、教育を受ける権利（憲法26条）を侵害するものである。

われわれは、道教委が今回の調査を直ちに中止することを強く求めるものである。

以上